

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 23 年 11 月 18 日

【会社名】 日本発条株式会社

【英訳名】 NHK SPRING CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 玉村 和己

【本店の所在の場所】 横浜市金沢区福浦三丁目 10 番地

【電話番号】 横浜 (045) 786-7513

【事務連絡者氏名】 執行役員企画本部経営企画部長 八代 隆二

【最寄りの連絡場所】 横浜市西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号(横浜ランドマークタワー)
日本発条株式会社 横浜みなとみらい分館

【電話番号】 横浜 (045) 670-0001

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員営業本部長 糸井 孝夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
日本発条株式会社 横浜みなとみらい分館
(横浜市西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号)
日本発条株式会社 大阪支店
(大阪市淀川区宮原三丁目 5 番 24 号)
日本発条株式会社 名古屋支店
(名古屋市名東区上社一丁目 1802 番地)
日本発条株式会社 広島支店
(広島市東区若草町 3 番 20 号)
日本発条株式会社 北関東支店
(群馬県太田市小角田町 5 番地)
日本発条株式会社 浜松支店
(浜松市中区田町 330 番地 5 号)

1 【提出理由】

当社は、平成23年11月18日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社トープラ（以下「トープラ」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出いたします。

2 【報告内容】

(1) 当該株式交換の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社トープラ
本店の所在地	神奈川県秦野市曾屋201番地
代表者の氏名	代表取締役社長 長瀬 悠一
資本金の額	1,838百万円（平成23年3月31日現在）
純資産の額（連結）	4,930百万円（平成23年3月31日現在）
純資産の額（単体）	4,260百万円（平成23年3月31日現在）
総資産の額（連結）	20,027百万円（平成23年3月31日現在）
総資産の額（単体）	17,734百万円（平成23年3月31日現在）
事業の内容	ファスナー(ねじ)の製造及び販売

② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(連結)

事業年度	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高（百万円）	27,656	25,776	30,648
営業利益（百万円）	△519	380	1,104
経常利益（百万円）	△736	259	947
純利益（百万円）	△795	388	623

(単体)

事業年度	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高（百万円）	24,657	23,356	27,677
営業利益（百万円）	△693	243	761
経常利益（百万円）	△705	184	695
純利益（百万円）	△935	266	345

③ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成23年9月30日現在)

・日本発条株式会社	32.24%
・株式会社メタルワン	10.99%
・日発販売株式会社	4.43%
・株式会社みずほコーポレート銀行	2.31%
・株式会社神戸製鋼所	2.13%

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

- ・資本関係 当社は、トープラの発行済株式総数の36.75% (9,052,663株、間接保有分を含む)の株式を保有しており、トープラは当社の持分法適用会社であります。
- ・人的関係 当社の取締役1名がトープラの取締役を、当社の監査役1名がトープラの監査役を兼任しております。
- ・取引関係 当社はトープラより部品を購入しております。

(2) 当該株式交換の目的

当社は、世界トップのばねメーカーとして、様々な産業の発展に貢献してまいりました。高度な開発力と技術力は、自動車分野のみならず、情報通信、産業、生活等の分野においても高く評価され、市場が求める様々なニーズにお応えしております。

当社は、「なくてはならないキーパーツをグローバルに展開し、お客様からNo. 1と評価されるニッパツグループを目指すための基盤づくりを行う3ヵ年とする。」を理念とした、中期経営計画を発表しております。この中期経営計画の下で当社及び当社グループは活動を行っておりますが、世界経済を取り巻く環境は急激に変化しており、中国・インドを中心とした新興国も引き続き成長しているものの、その成長率は鈍化してきております。この成長戦略市場をめぐり、日系外資系を問わず、自動車メーカーの進出が急速に進んでおります。当社グループとしては、自動車部品の海外メーカーとの競合環境も激しさを増している中、日系自動車メーカーへのタイムリーな対応と外資系自動車メーカーへの販売シェアを拡大するための海外展開が急務となっております。

トープラは、昭和25年の創業以来、日本でいち早く「プラスねじ」生産工場になる等、ねじを通して社会に貢献できる企業を目指して、幅広くファスナー事業に取り組んでまいりました。軽量化や表面処理等の地球環境に配慮した製品の開発等、締結分野における開発力・技術力は市場からも高く評価されており、ねじ業界においては確固たる地位を築いております。

トープラは、平成23年度からの3か年を「弱点を見直し、足元を固める時期」と位置付け、「企業価値創造と向上」のため、「持続的成長企業への転換」を図ることを基本理念とした中期経営計画を推進しております。

この中期経営計画下において、世界経済環境は、急激な円高や欧州の金融不安等未だ予断の許さない状況下であり、自動車業界においても円高対応や国際競争力確保のため、海外での自動車生産部品の現地調達化が急速に進められております。

トーブラグループは、オリジナル商品の拡販やモノづくり力の改善による国内基盤の強化を図ると共に、既に稼働中の米国子会社の拡張に加え、中国及びタイに子会社を設立する等、グローバルでの供給体制の確立を最も重要な経営戦略として進めております。

当社は当社グループ各社の状況を踏まえ、当社が掲げる中期経営計画の実現に向けては、従来以上にグループ会社の強みを引き出し、総合力を高めていくことが必要であると考えております。また、グループ全体の製品ラインアップ拡充や、当社グループ各社が持つ製造・販売・購買ルート等へのアクセス、キャッシュ・マネジメント・システム等資金の有効な活用等、経営資源を最大限有効活用することが、当社グループ全体の成長をさらに加速させ、市場のニーズにお応えする体制を一層強化できるものと考えております。さらには、急激に変化する外部環境への迅速な対応や、お客様の幅広いご要望に適切にお応えするためにも、意思決定のさらなる迅速化を可能とする体制構築が急務であると考えております。

上記のように、当社グループ各社が持つ経営資源の更なる効率化、意思決定の迅速化と責任の明確化を可能とする体制を構築するため、この度、当社によるトーブラの完全子会社化の合意に至りました。これまで、トーブラは当社の持分法適用会社であることから一定の協力関係にはあったものの、現下の厳しい経済環境を乗り切るためには、更に一步踏み込みお互いに協力してグループ全体の事業効率を向上させる必要があると判断いたしました。具体的なシナジーには、当社グループとしての効率的な共同海外進出や、精密部品分野における共同開発、当社によるトーブラへの資金及び人的資源等経営全般における援助やそれに基づく顧客からの信頼感向上、当社グループ会社を通じた販路の拡大等や上場維持コストの削減等の効果を見込んでおります。

今後、両社が従来以上に企業理念やビジョンを共有し、互いに成長しながら一体となって事業を展開していくことが、両社をはじめとした当社グループの企業価値向上に繋がるものと考えております。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容及びその他の株式交換契約の内容

① 本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、トーブラを株式交換完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、当社については会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、トーブラについては平成24年1月23日開催予定の臨時株主総会において承認を受けた上で、平成24年4月1日を効力発生日とする予定です。

② 株式交換に係る割当ての内容

トーブラ株式1株に対して、当社株式0.17株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有するトーブラ株式7,940,968株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、交付する当社株式には当社が保有する自己株式（平成23年9月30日現在9,870,154株）を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

③ その他の株式交換契約の内容

当社がトーブラとの間で平成23年11月18日に締結した株式交換契約の内容は、以下の通りです。

株式交換契約書

日本発條株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社トープラ（以下「乙」という。）は、平成23年11月18日付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

本契約の定めるところに従い、乙は、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、甲は、本件株式交換により乙の発行済株式（但し、甲が有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所はそれぞれ以下のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：日本発條株式会社

住所：神奈川県横浜市金沢区福浦三丁目10番地

乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社トープラ

住所：神奈川県秦野市曾屋201番地

第3条（本件株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換により甲が乙の発行済株式（但し、甲が有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、甲を除く。）に対し、乙の普通株式に代わる金銭等として、乙の各株主（但し、甲を除く。）の所有する乙の普通株式の合計数に0.17を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本件株式交換に際して、基準時における乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、甲を除く。）に対し、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.17株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い、乙の各株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は会社法第234条の規定に従い処理する。
4. 甲は、本件株式交換に際して交付する甲の普通株式については、新たに株式を発行せず、その保有する自己株式を交付する。

第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本件株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| (1) 増加する資本金の額 | 金 0 円 |
| (2) 増加する資本準備金の額 | 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額 |
| (3) 増加する利益準備金の額 | 金 0 円 |

第5条（効力発生日）

本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成24年4月1日とする。但し、本件株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（自己株式の消却）

乙は、基準時において乙が保有するすべての自己株式（本件株式交換に関する会社法第785条に基づく乙株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時において消却するものとし、本件株式交換により甲が乙の発行済株式（但し、甲が有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点において、自己株式を一切保有しないものとする。

第7条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本件株式交換を行う。但し、会社法第796条第4項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求めるものとする。
2. 乙は、平成24年1月下旬に開催予定の臨時株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。
3. 前二項に定める手続き（株式交換契約承認総会の開催日を含む。）は、本件株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、剰余金の配当その他その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第9条（本件株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態若しくは経営成績又は権利義務に重大な変動が生じた場合、許認可若しくは届出（外国法に基づくものも含む。）の要否その他諸般の事情から本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は生じることが明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本件株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、甲の第7条第1項但書に定める株主総会若しくは乙の第7条第2項に定める株主総会において本契約の承認が受けられない場合又は法令等に定められた本件株式交換の実行に必要な関係官庁の承認等が得られない場合は、その効力を失う。

第11条（準拠法）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年11月18日

甲 神奈川県横浜市金沢区福浦三丁目10番地
日本発條株式会社
代表取締役社長 玉村 和己

乙 神奈川県秦野市曾屋201番地
株式会社トープラ
代表取締役社長 長瀬 悠一

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

① 算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、両社がそれぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は野村証券株式会社（以下、「野村証券」といいます。）を、トープラはみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」といいます。）を、それぞれ第三者算定機関として選定いたしました。

野村証券は、当社については、当社が東京証券取引所市場第1部（以下、「東証第1部」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成23年11月16日終値、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均値）を、また、当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

トープラについては、トープラが大阪証券取引所市場第2部（以下、「大証第2部」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準

日である平成23年11月16日終値、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均値)を、また、トーブラには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.13~0.14
類似会社比較法	0.16~0.28
DCF法	0.07~0.24

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、当社及びトーブラから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社、トーブラ及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成23年11月16日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及びトーブラの財務予測については、当社及びトーブラにより現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、DCF法の基礎として当社及びトーブラが野村證券に提供した各社利益計画において、大幅な増益が見込まれている事業年度があります。これは、各事業における売上増加及びコストの削減により、業績向上が期待できると考えたためです。

一方、みずほ証券は、当社については、市場株価基準法及びDCF法を採用して算定を行いました。市場株価基準法では、平成23年11月16日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日、平成23年11月11日（当社による「業績予想および配当予想の修正に関するお知らせ」公表日の翌営業日）から算定基準日までの期間、算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の東証第1部における株価終値単純平均値を採用しました。また、トーブラについては、市場株価基準法及びDCF法を採用して算定を行いました。市場株価基準法では、平成23年11月16日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日、平成23年11月11日（当社による「業績予想および配当予想の修正に関するお知らせ」公表日の翌営業日）から算定基準日までの期間、算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の大証第2部における株価終値単純平均値を採用しました。なお、各評価方法によるトーブラの普通株式1株に対する当社の普通株式の割当株数の算定結果は、市場株価基準法では0.13~0.14、DCF法では0.13~0.20と算定し、その結果をトーブラに提出いたしました。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価基準法	0.13~0.14

DCF法	0.13～0.20
------	-----------

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価または査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、ならびにかかる算定は平成23年11月16日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。なお、みずほ証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

なお、DCF法による算定の基礎として、当社及びトーブラが野村証券及びみずほ証券に提供した各社利益計画において、大幅な増益が見込まれている事業年度があります。これは、各事業における売上増加及びコストの削減により、業績向上が期待できると考えたためです。

② 算定の経緯

当社及びトーブラは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、各社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案の上、両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、当社及びトーブラはそれぞれ本株式交換における株式交換比率は妥当であり、本株式交換を行うことがそれぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本日開催された当社及びトーブラの取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村証券は、当社及びトーブラの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、トーブラのフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるみずほ証券は、当社及びトーブラの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

- (5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本発条株式会社
本店の所在地	神奈川県横浜市金沢区福浦三丁目10番地
代表者の氏名	代表取締役社長 玉村 和己
資本金の額	17,009百万円

純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	懸架ばね、自動車用シート、精密部品、産業機器ほか製品の製造販売

以上